

[事案 30-199] 入院給付金等支払請求

・令和元年5月15日 和解成立

<事案の概要>

募集人から特別条件について誤った説明を受けたことを理由に、入院給付金等の全額支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

脳梗塞で入院したため、平成29年7月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、給付金が削減されて支払われた。しかし、契約時、特別条件が付加されていたが、募集人からは、不担保部位の疾病については3年間にわたり給付金削減支払いとなるが、他の部位の疾病については保険期間中全額支払いである旨の説明を受けていたので、その条件での契約内容として、入院給付金等の全額を支払ってほしい。

また、契約時、医療保険しか必要なく、死亡保障は不要であると募集人に伝えていたにもかかわらず、死亡保障特約付の医療保険しかないと虚偽の説明をされたために、本契約を締結したので、定期保険特約を契約日に遡及して解約してほしい。

<保険会社の主張>

募集人の説明した内容が契約内容となるものではないので、申立人の請求には応じられないが、募集人の対応には十分でない点や不適切な点があるため、和解による解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および契約時に同席していた申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が特別条件について誤説明を行ったためにその内容が本契約の内容となっているとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 募集人は、契約時の説明の際に、各給付金額の削減支払いや部位不担保の範囲について十分な説明をしていない。

(2) 契約前に、申立人は、死亡保障は不要であり医療保障のみを必要としていると募集人に伝えていたが、募集人は、実際には医療保障のみで契約できる商品があるのにそれを隠し、死亡保障のついた本契約しかない（ただし、1年後に死亡保障を解約するよう勧めた）という虚偽の説明をした。この結果、申立人は、定期保険特約が付加された本契約を締結することになった。